

平成24年度 第2回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険分科会

2 介護サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準について

- (1) 「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」に
対する意見と市の考え方

「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」に対する意見と市の考え方

1. 意見募集期間

平成24年7月9日(月)～平成24年8月8日(水)

2. 意見を募集した基準等

法律名	厚生労働省令
介護保険法	◇ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
	◇ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
	◇ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
	◇ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
	◇ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	◇ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	◇ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
	◇ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
	◇ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
	◇ 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準
	◇ 指定に係る法人格の有無に関する基準
老人福祉法	◇ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ◇ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
社会福祉法	◇ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

3. 意見提出状況

- (1) 提出者 32 人
 (2) 提出意見数 42 件
 (3) 提出方法 FAX 28人 電子メール 4人 ※郵便、持参はなし
 (4) 提出意見の内訳

(単位:件)

提出意見数 (I)+(II)								
(I) 基準に対する意見 (A+B+C+D) 又は (①+②+③)								(II) その他の意見
対象となる基準の類型				意見への対応				
A 従うべき基準	B 標準	C 参酌すべき基準	D 基準全般	① 現在の基準で対応可能なもの	② 独自基準を検討中のもの	③ 反映できないもの		
42件								13件
29件								
18件	—	8件	3件	14件	1件	14件		

「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」に対する 意見と市の考え方

【介護保険法・老人福祉法・社会福祉法】

【意見の対象】

- I 基準に対する意見（意見の対象となる基準の種類）
 A：従うべき基準 B：標準 C：参酌すべき基準 D：基準全般
 II その他
 基準で定める内容に対する意見ではないもの

【意見への対応】

- ①現在の基準で対応可能なもの ②独自基準を検討中のもの ③反映できないもの

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の 対象	意見への 対応
1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準				
1	サービス提供責任者は専従であることが求められているため、介護支援専門員の資格を取得しても兼務ができず、介護支援専門員に転職する傾向にある。サービス提供責任者にも利用者数の上限を設け、介護支援専門員と兼務できるようにしてほしい。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。	A	③
2	試験合格者がいきなり開業できるのほどか。ノウハウが分からず、利用者が不利益を被ることになる。少なくとも5年、他事業所などで経験を積んだ後で開業を許可するようにしてほしい。	指定居宅介護支援事業者は、常勤の介護支援専門員を置かなければならないとされていますが、特に経験年数などによる定めはありません。この部分は、「従うべき基準」とされており、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。 なお、ご意見の趣旨は、質の高いサービスの提供のためと思われませんが、介護支援専門員の人材育成につきましては、本市で実施している事業者支援の研修等の中で、介護支援専門員の人材育成について検討していきたいと考えています。	A	③
3	生活相談員について、提供時間帯に常時従事させることは困難を感じる。提供時間帯の内一定時間だけでよいとする等、サービス提供上支障がない程度で考慮してほしい。 (2件)	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。 なお、生活相談員が1人の場合は、提供時間帯の間常時従事する必要があり、一定時間だけでよいとはされていませんが、生活相談員が2人以上いる場合は、それぞれの生活相談員の従事した時間の合計が、提供時間数を満たせばよいとされています。	A	③
4	生活相談員の資格要件について、現在福岡県が定めている内容では人材確保が困難であるため、要件を緩和してほしい。 (4件)	生活相談員の資格要件については、国の通知に基づき福岡県が定めており、県内で統一の取り扱いが望ましいとの考えから本市においてもこれを採用していません。 平成24年9月に福岡県が当該資格要件を一部緩和したことから、本市も平成24年10月より同様の取り扱いとしておりますので、市ホームページ等でご確認ください。	A	①

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の対象	意見への対応
5	また、生活相談員の資格要件について、(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者(2) これと同等以上の能力を有すると認められる者と他2点定められているが、表現が曖昧でわかりにくいので、もっと明確にしてほしい。(2件)	生活相談員の資格要件については、国の通知に基づき福岡県が具体的に定めておりますので、市ホームページ等でご確認ください。 なお、県内で統一の取り扱いが望ましいとの考えから本市においてもこれを採用しています。	A	①
6	人員基準における看護職員の員数について、常勤換算で2.5人以上となっているが、計算が面倒なため、2人または3人としてほしい。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。	A	③
7	利用者が12名/日までの事業所においては、生活相談員は休みの日であっても連絡体制を構築しておけば、常勤1名で十分ではないかと考える。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。	A	③
8	生活相談員や介護職員を看護師の代わりとして認めてほしい。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。	A	③
9	設備基準において、解釈通知では「必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある」旨示されているが、一部自治体において、指定備品の設置がないと申請を認めないとの指摘があった。省令等で指定がないにも関わらず自治体判断で指定することはしないでほしい。	基準省令ではなく、国の通知等で定められている内容については、本市の基準条例で定めることは考えていません。 なお、本市においてはご意見のような取り扱いはしておりませんが、感染症予防に必要な設備等については、利用者の安全確保のために定められていることから、可能な限りその趣旨に沿うよう努める必要があると考えます。	C	①
10	医療依存度の高い利用者への対応として、すべての利用者が安全にサービスを利用できるようにするため、通所介護の設備基準に、「酸素濃縮機」「ベッド又はリクライニング車椅子」「吸引器」「AED」などの設置を加えるべき。	ご提案いただいた機器等につきましては、緊急時等に備えて設置することは、利用者の安全安心につながることを考えますが、事業所によってサービス利用者の状況も異なることから、条例で一律に設置を義務付けることは難しいと考えます。 それぞれの事業所の状況や利用者の状況に応じて、必要となる設備及び備品等を備えることが重要だと考えています。	C	③
11	「訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない」とされているが、双方の内容が異なることのみを理由に、訪問介護サービスを不適切と決め付けるのではなく、状況を含めて判断してほしい。	当該基準については、ケアプランに沿ってサービスが提供されるよう、訪問介護計画を作成することを定めているのですが、本市が行う監査等の指導においては、一律的な判断ではなく、状況等を十分確認した上で、基準の趣旨等をふまえて、適切に対応しています。	C	①
12	介護・看護職員等については、1人あたりの利用者数を増やしたり、常勤の割合をもっと緩和してほしい。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。	A	③

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の対象	意見への対応
13	事業所間で内容に差が生じないように、訪問介護計画の様式を統一してほしい。	訪問介護計画の様式については、国の基準において具体的な記載はありませんが、事業所の運営体制等に基づき、それぞれが工夫して作成すべきものと考えており、本市の基準条例で定めることは考えていません。	その他	—
14	サービス提供責任者は、ケアマネジャーの業務に加え、8項目の責務を遂行しているが、報酬に反映されていないため、報酬として反映し、事業所に対して職務手当として支払われるよう求める。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
15	訪問介護員の円滑なサービス提供ができるよう、処遇改善加算を中止し、従来どおり交付金として支給するか、サービスの内容毎（身体介護、生活援助）の介護報酬に反映されるよう求める。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
16	訪問介護の活動時間について、何分以上とせず、上限を決めてほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
17	集団指導の開催場所について、これまでは福岡市内において県内一律に行なわれていたものを、北九州市内で開催してほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、集団指導に関することについては対象外となります。 なお、集団指導は、提供される介護サービスが県内で一定の水準を確保する必要があることなどから、現在福岡県と共催し、指導の内容の整合性を図っているところです。	その他	—
18	退院日（退所日）における訪問看護について、特別管理加算のある方への訪問のみ可能となっているが、認知症で退院日より服薬の指導及び確認の必要があるなどのケースがあるため、加算外の方への訪問も認めてほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
19	送迎の対応について、ひとりひとり個別化しており、また介助量も大きくなっていることから、送迎の加算を新たに設定してほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準				
20	小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が「居宅サービス計画」を作成するのではなく、居宅介護支援事業所の介護支援専門員がサービス選択のひとつとして小規模多機能型居宅介護をケアプランに位置つけたほうがよい。 (2件)	小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が居宅サービス計画を作成することとなっていますが、これは、「24時間365日の支援」という制度の趣旨から、当該事業所の計画作成担当者である介護支援専門員が居宅サービス計画等を作成する旨が定められたものです。 なお、人員基準の規定においても、「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない」と定められており、この人員基準に関しては、「従うべき基準」とされていることから、本市の基準条例においても国の基準に準ずるべきと考えています。	C	③

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の対象	意見への対応
21	共同生活住居ごとに計画作成担当者が必要となっているが、他施設においては利用者100人あたり1人以上という基準であるので、これに準じて、専任であれば事業所（複数ユニット）に1人でよいのではないか。	人員基準に関しては、サービス水準の確保や利用者の安全の確保等の面から、「従うべき基準」とされています。したがって、本市の基準条例においても、国の基準に準ずるべきと考えています。 なお、認知症対応型共同生活介護は共同生活住居において家庭的な環境の中でサービスを提供するものであり、また、計画作成にあたって、他の施設サービスの基準にはない「通所介護等の活用や地域活動への参加機会の提供など利用者の多様な活動の確保」などの規定が定められていることから、共同生活住居ごとに計画作成担当者が必要と考えます。	A	③
22	「計画担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。」旨定められているが、利用者は認知症であり同意が困難であるため、利用者だけでなく、「家族又は成年後見人等」も認めてほしい。	介護サービスについては、利用者と事業者間の契約に基づくものであるため、計画についての利用者本人の同意は必ず必要であることから、基準上「利用者の同意」となっているもので、本市の基準条例において基準を変更することは考えていません。 ただし、ご意見のように、本人に判断能力がない場合などについては、代理行為に基づく同意も認められるものと考えており、本市においてもそのように取り扱っております。	C	①
3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準				
23	特別養護老人ホームの設備基準における居室定員について、「居室の定員は1人。サービス提供上必要と認められる場合は2人」と定められているが、長時間ひとりでごすと不安などの症状がある方もいるので、1人あたりの床面積は確保し、プライバシーに配慮した多床室も選択できるようにしてはどうか。	特別養護老人ホームの居室定員については、一人一人の尊厳を重視したケアの実現を図るために、国では、居室定員が一人であるユニットケアを推進しており、本市においても、ユニット型施設の整備を推進しているところです。 一方で、現在、4人部屋等の多床室に入所している方については、施設の建替えの際に一定の配慮も必要と考えます。 こうしたことを踏まえ、特別養護老人ホームの居室定員の基準については、いただいたご意見も参考にしながら、本市の基準条例において検討していきたいと考えています。	C	②
8 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準				
24	「正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない」とあるが、「正当な理由」の判断基準が不明確なため、具体例の記述があればよい。	「正当な理由」については、基準省令において具体的な記載はありませんが、国の通知により示されていますので、ご確認ください。 なお、本市においても、この通知の内容に従っているところです。	A	①
25	主任介護支援専門員受講資格において、研修受講歴などのポイント制を導入し、一定のスキルを有する人材を市として推薦する仕組みを構築してはどうか。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、主任介護支援専門員の受講資格等に関する意見は対象外となります。 なお、ご意見の趣旨は、質の高い主任介護支援専門員の育成のためと思われるのですが、本市で実施している事業者支援の研修等の中で、介護支援専門員の人材育成について検討していきたいと考えています。	その他	—

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の対象	意見への対応
26	「特定事業所加算1」の算定要件10項目のうち、中重度者の割合に係る要件において、地域包括支援センターから紹介された困難事例については算定の枠外として取り扱うことができる旨、国の解釈通知で示されているが、福岡県において解釈通知どおりの解釈がなされていないため、条例化してはどうか。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
27	ケアマネジャーの人材確保が困難なため、介護報酬を上げてほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護報酬についての意見は対象外となります。	その他	—
28	生活保護受給者のケアプランについて、市によるケアプランチェックが行なわれることにより、その分サービス開始が遅れるため、ケアプランチェックを廃止してほしい。	「ケアプランチェック」については、国の基準において具体的な記載はありませんが、介護給付費の適正化という観点から、利用者の状態に応じたケアプランになっているかを確認するためのものであるため、廃止することは考えていません。	その他	—
9 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準				
29	指定介護予防支援の介護予防サービス計画の作成にあたり、市からの委託があるが、委託の場合は原案確認等をせずに全面委託してほしい。（委託料を含めて）また、計画書類も介護プランと統一してほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、業務の委託及び計画書類の様式についての意見は対象外となります。 なお、介護保険法において「指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる」と定められており、全面委託はできないこととなっています。 また、計画書類の様式等については、今後とも検討していきたいと考えています。	その他	—
30	介護予防の更新プランの作成時の資料提供（主治医意見書、介護認定審査会資料）は、「介護予防プラン作成予定者一覧」のFAX後、受け取りを郵送でも可能にしてほしい。	今回の基準条例は、事業者の指定基準を定めるものであり、介護予防の更新プランの作成時の資料提供についての意見は対象外となります。 なお、当該資料については、個人情報のセキュリティ性が高く、本人確認の上で直接お渡しする必要があることから、郵送で行なうことは考えていません。	その他	—
サービス全般				
31	管理者は「管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」旨定められているが、管理者による他の職務の兼務は、どちらも常勤換算1.0となるようにしてほしい。	人員基準については、国から「従うべき基準」とされており、国の基準に準ずるべきと考えています。 なお、常勤換算の具体的な算定方法については、国の通知等により定められている内容であり、本市の基準条例で定めることは考えていません。	A	③
32	「サービス担当者会議等において個人情報をを用いる場合、あらかじめ利用者等から文書により同意を得ておかなければならない」旨定められているが、当該文書の内容（同意項目）について自治体から指摘を受けることがある。同意書の内容については、事業者と利用者間の同意に基づくものであるため、自治体により指定されるものではないこととしてほしい。	秘密保持等に関する基準については、「従うべき基準」とされていることから、国の基準に準ずるべきと考えています。 なお、同意書の内容に関することについては、国の基準においての定めはないことから、本市の基準条例で定めることは考えていませんが、個人情報の取り扱いには特に注意を要するものであるため、内容等に不備があると認められる場合には、監査等で指摘する場合があります。	A	③

整理番号	意見の概要	市の考え方	意見の対象	意見への対応
33	<p>従業員が携行する「身分を証する書類」において、解釈通知では、写真の貼付や職能の記載が望ましいとされているが、それを指示する行政がある。当該基準だけでなく、“望ましい”とされている基準は努力目標であり、義務付けることのないようにしてほしい。</p>	<p>身分証の内容については、基準省令において定められているものではなく、国の通知等で定められている内容であり、本市の基準条例で定めることは考えていません。</p> <p>写真の添付等については、利用者が安心してサービスを利用できるようにという趣旨から定められているところです。なお、本市においては、義務付けることはしていません。</p>	C	①
その他				
34	<p>今の基準のままでよいと思います。 (1件) 特に意見はありません。 (2件)</p>	ご意見ありがとうございました。	D	①